

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月10日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第7号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定）</p> <p>第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、法第3条第1項又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、<u>別表の左欄に掲げる法令又は条例等の同表の右欄に掲げる規定によるもの</u>とする。</p>	<p>（電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定）</p> <p>第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、法第3条第1項又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条第1項の規定による申請</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条及び別表の規定に基づき行われた申請等については、なお従前の例による。